令和3年3月26日告示第49号

改正

令和4年3月28日告示第34号 令和5年3月29日告示第58号 令和6年3月25日告示第40号

新温泉町結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に要する費用の一部を補助することにより、町内における定住及び町内への転入を促進し、もって町の人口減少及び少子高齢化の抑制を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 事業年度 補助金の交付を受けようとする年度をいう。
  - (2) 新婚世帯 事業年度の前年度の1月1日から事業年度の3月31日までの間に婚姻した 夫婦の世帯をいう。
  - (3) 住居 新婚世帯が婚姻を機に居住し、又は居住しようとする住宅をいう。
  - (4) 住居費 次に掲げるものをいう。
    - ア 住居の取得(新築又は購入)に要する費用であって、次のいずれにも該当すること。
      - (ア) 工事請負契約又は売買契約が婚姻の日(婚姻届を提出し、受理された日をいう。 以下同じ。)の1年前の日以後に締結されたものであること。
      - (イ) 工事請負契約又は売買契約の名義人が夫婦の双方又は一方であること。
    - イ 住居の賃借(賃貸人が夫婦のいずれか一方の3親等以内の親族である場合を除く。) に要する費用(賃料、共益費(夫婦が当該住居において同居している期間のものに限 る。)、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)及び仲介手数料)であって、 その賃貸借契約の名義人が夫婦の双方又は一方であるもの。ただし、賃料及び共益費は 1か月分を上限とし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は住宅手当分を差し引 くこととする。
    - ウ 住居のリフォームに要する費用(倉庫、車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用、 家電購入・設置に係る費用、賃貸借に係る住宅にあっては、賃貸借契約により本来貸主 が負担するべき修繕に係る費用は除く。)であって、次のいずれにも該当するもの
      - (ア) 工事請負契約が婚姻の日の1年前の日以後に締結されたものであること。
      - (イ) 工事請負契約の締結時点において夫婦の双方又は一方の住民票上の住所がある 住居について行うリフォームであること。
      - (ウ) 工事請負契約の名義人が夫婦の双方又は一方であること。
  - (5) 引越費用 住居への引越費用で、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。
  - (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された 資金をいう。

(補助対象世帯)

- **第3条** 補助金の交付を受けることができる新婚世帯(以下「対象世帯」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 住居が新温泉町内にあり、補助金の申請日において、夫婦の双方が当該住居に住民登

録をし、現に居住していること。

- (2) 補助金の申請日以後5年以上、町内に定住する意思を有する世帯であること。
- (3) 夫婦の双方又は一方の婚姻日における年齢が満39歳以下であること。
- (4) 所得証明書をもとに、補助金の申請日の属する年の前年(申請日の属する月が4月、5月又は1月から3月までの場合にあっては、前々年)の1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。
- (5) 夫婦の双方が町税を滞納していないこと。
- (6) 夫婦の双方が新温泉町暴力団排除条例(平成24年新温泉町条例第17号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 夫婦の双方がこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、第10条第1項に規定する継続補助申請を行う場合は、この限りではない。
- (8) 補助対象となる経費について、他の公的制度による補助等を受けていないこと。 (補助対象経費)
- 第4条 補助の対象となる経費は、事業年度の4月1日から3月31日までに支払った住居費及 び引越費用の合計額とする。

(補助金の額等)

- 第5条 対象世帯ごとの補助金の額は、次の各号に掲げる対象世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内で交付する。
  - (1) 夫婦の双方又は一方の婚姻の日における年齢が満39歳以下である対象世帯(次号に規定する対象世帯を除く。) 30万円
  - (2) 夫婦の双方の婚姻の日における年齢が満29歳以下である対象世帯 60万円
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。 (補助金の交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする対象世帯の夫婦(以下「申請者」という。)は、新温 泉町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に 提出しなければならない。
  - (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
  - (2) 夫婦それぞれの前年分の所得証明書
  - (3) 住居の工事請負契約書又は売買契約書の写し(住居費における取得又はリフォームの場合)
  - (4) 住居の登記事項証明書の写し(住居費における取得の場合)
  - (5) 住居の賃貸借契約書の写し(住居費における賃借の場合)
  - (6) 住宅手当支給証明書(様式第2号。住居費における賃借の場合)
  - (7) 住居のリフォームに係る工事請負契約書の写し(住居費におけるリフォームの場合)
  - (8) 住居費に係る領収書の写し
  - (9) 引越費用に係る見積書及び領収書の写し
  - (10) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金の返済を現に行っている場合)
  - (11) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による交付申請は、事業年度の3月31日までに行わなければならない。 (補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、補助金の支給の可否を決定し、新温泉町結婚新生活支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、 補助金の交付を受けようとするときは、新温泉町結婚新生活支援補助金請求書(様式第4 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第9条** 町長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(継続補助申請等)

- 第10条 事業年度内において請求した補助金の額が第5条第1項各号に定める限度額に達しなかった対象世帯においては、当該年度の翌年度においても、再度、補助金の交付の申請(次項において「継続補助申請」という。)を行うことができる。この場合において、当該対象世帯に交付する補助金の額は、2つの年度に交付する補助金の額を合計した額とし、第5条第1項各号に定める額を限度とする。
- 2 継続補助申請は、第6条第1項の規定を準用する。ただし、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号及び第10号に掲げるものの提出は省略することができる。 (交付決定の取消し)
- 第11条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は 一部を取り消すことができる。
  - (1) 交付決定者が助成対象者の要件を満たさないことが判明したとき。
  - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
  - (3) その他町長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 交付決定者は、町長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に 交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

- 第13条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。
- 2 交付決定者は、前項の求めに対し、速やかに応じなければならない。 (その他)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日告示第34号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月29日告示第58号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**附** 則(令和6年3月25日告示第40号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。